

港湾荷役料金表（沿岸荷役料金）

（総トン数 1,000 トン未満の小型船荷役料金を除く）

届出：平成 26 年 3 月 4 日

I. 適用範囲

この港湾荷役料金（沿岸荷役料金）は、沿岸荷役のみを行う場合に適用します。

II. 料金の種類及び適用方

1. 基本料金

接岸本船船側・はしけ内 ←————→ 上屋・野積場内又は上屋・野積場前

（1 トンにつき 単位：円）

品 目				金 額		
				接岸本船船側・はしけ内 ⇔ 上屋・野積場内	接岸本船船側・はしけ内 ⇔ 上屋・野積場前	
ユ ニ タ イ ズ 貨 物 等	コンテナ		実入	670	836	
			空	569	455	
	パレタイズ バンパック バッグコンテナ プレスリング			1,014	811	
			ノックダウン自動車 完成車（重量 5 トン未満かつ容積 20 トン未満のもの）		788	630
			完成車（重量 5 トン以上又は容積 20 トン以上のもの）		1,192	954
	包 装 品	袋物			1,437	1,150
バール貨物			1,420	1,136		
カートン		雑貨類・機械類（1 個当たり 5 トン未満のもの）		1,457	1,166	
		ケース		機械類（1 個当たり 5 トン以上のもの）		1,192
クレート		青果類		1,262	1,010	
	冷凍品・冷蔵品		—	1,556		
有 姿 貨 物	タイヤ			942	754	
	巻取紙（内産地）			1,059	847	
	木材	岸壁揚げのもの	原木	929	743	
				911	729	
		製材	949	759		

品 目		金 額		
		接岸本船船側・はしけ内 ⇔ 上屋・野積場内	接岸本船船側・はしけ内 ⇔ 上屋・野積場前	
有 姿 貨 物	非鉄金属類（半製品・銑鉄・地金）		1,484	1,187
	鋼材	一般鋼材（口径12インチ未満の鋼管含む）	1,223	978
		鋼管（口径12インチ以上のもの）	1,040	832
		コイル		
石材		1,028	822	
撒 貨 物	小麦		1,021	817
	肥料原料 鉍礦石（粉）			
	鉍礦石（塊） 特殊鉍礦石		1,218	974
	砂糖		950	760

(1) 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次の通りとします。

但し、関連事業に係る行為は除きます。

① 「接岸本船船側・はしけ内 ⇔ 上屋・野積場内」の場合

(イ) 接岸本船船側 ⇔ 上屋・野積場内の場合

(揚荷) 本船船側にある貨物を上屋・野積場内へ移送、拼付するまでの作業

(積荷) 上屋・野積場内の貨物を搬出し、本船船側へ移送する作業

(ロ) はしけ内 ⇔ 上屋・野積場内の場合

(揚荷) はしけ内の貨物を陸揚し、上屋・野積場内へ移送、拼付するまでの作業

(積荷) 上屋・野積場内の貨物を搬出し、はしけ内へ移送し積付けるまでの作業

② 「接岸本船船側・はしけ内 ⇔ 上屋・野積場前」の場合

(イ) 接岸本船船側 ⇔ 上屋・野積場前の場合

(揚荷) 本船船側にある貨物を上屋・野積場前又は貨車・トラック等の車側へ移送する作業

(積荷) 上屋・野積場前又は貨車・トラック等の車側にある貨物を、本船船側へ移送する作業

(ロ) はしけ内 ⇔ 上屋・野積場前の場合

(揚荷) はしけ内の貨物を陸揚し、上屋・野積場前又は貨車・トラック等の車側へ移送する作業

(積荷) 上屋・野積場前又は貨車・トラック等の車側にある貨物を、はしけ内へ移送し積付けるまでの作業

(2) 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿・作業構成員数等が類似している場合は、その料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上決定した料金を基本料金とします。

2. 割増料金

割増料金は、次の通りとします。

但し、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種 別	内 容	割 増 率
半夜荷役	16時30分から21時30分までの間における荷役	基本料金の6割増
土曜日荷役	土曜日(当該週の月曜日から金曜日までの間に国民の祝日(振替休日を含む)がある場合における土曜日を除く。)における荷役	基本料金の6割増
日曜日・ 祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の10割増

3. 割引料金

割引料金は次の通りとします。

但し、割引料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割引率を乗じて各割引料金を算出し、これらの金額を差し引きます。

(1) 大口数量割引

委託者からの1荷役の引受において、同一貨物の量が

① 1,000ト以上3,000ト未満の場合、当該貨物量の全量について基本料金の5%

② 3,000ト以上の場合、当該貨物の全量について基本料金の7%

に相当する金額を当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額からそれぞれ割引します。

(2) 長期大量割引

同一委託者からの引受において、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該取扱貨物量にそれぞれの基本料金を乗じて得た合計額の5%に相当する額を当該引受に係る請求額から割引します。

① 3ヶ月以上の長期契約があること

② 1ヶ月間に2回以上の反復継続の引受があること

③ 1回当たりの荷役量が3,000トを超えること

4. 待機料金

待機料金は、次の通りとします。

(1口1時間について 単位：円)

1口の作業構成員数 による区分 昼夜区分	4人～6人	7人～9人	10人～12人	13人～15人	16人～18人	19人～21人
	(5人)	(8人)	(11人)	(14人)	(17人)	(20人)
昼間 8:30～16:30	20,500	32,760	45,050	57,340	69,620	81,920
半夜 16:30～21:30	31,890	50,960	70,080	89,200	108,300	127,430

本料金は、荷役開始時刻(昼間荷役にあつては8時30分、半夜荷役にあつては16時30分)以降における本船入港待ち、本船積込貨物の到着待ち又は天候或いは揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であつて、昼間荷役にあつては、8時30分から16時30分までの間、半夜荷役にあつては、16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

但し、待機事由が港湾事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

5. 最低料金

最低料金は、次の通りとします。

(1口1時間について 単位：円)

1口の作業構成員数 による区分 昼夜区分	4人～6人	7人～9人	10人～12人	13人～15人	16人～18人	19人～21人
	(5人)	(8人)	(11人)	(14人)	(17人)	(20人)
昼間 8:30～16:30	162,630	259,900	357,400	454,900	552,320	649,900
半夜 16:30～21:30	162,630	259,900	357,400	454,900	552,320	649,900

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

但し、これらの場合が港湾事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(1) 荷役手配の取消の場合

- ① 昼間荷役の手配申し受け最終時刻(前日の15時)以降2時間を経過してからの取消については、昼間荷役の最低料金を適用します。
- ② 半夜荷役の手配申し受け最終時刻(当日の15時)以降の取消については、半夜荷役の最低料金を適用します。

(2) 半夜荷役等の場合

荷役開始後における作業中止又は少量作業或いは待機が伴ったこと等により、昼間荷役及び半夜荷役の区分毎に当該作業に係る請求金額それぞれの最低料金額に満たない場合は、該当の最低料金を適用します。

6. 上屋出しコンテナ詰又はコンテナ出し上屋入れ作業料金

本料金は、次の作業を行った場合に適用します。

(1) 上屋内（コンテナフレートステーションを含む）の貨物をその上屋内又は戸前でコンテナに詰めるまでの作業

(2) コンテナ内の貨物を撮りだし、上屋内（コンテナフレートステーションを含む）に**拼**付けるまでの作業

袋物・ボール貨物及びこれらに類似した作業能率のもの	2,473
雑貨類・機械類（1個当たり5ト未満のもの） 及びこれらに類似した作業能率のもの	2,217
ユニタイズ貨物、ノックダウン自動車及び完成車、機械類（1個当たり5ト以上のもの） 及びこれらに類似した作業能率のもの	1,986

7. 看貫作業

本料金は、貨物の看貫作業を行った場合に適用し、当該貨物の上屋内基本料金の3割とします。

但し、計量器使用及び検量立会人の費用については、本料金とは別に実費を申し受けます。

8. 仕訳作業料金

本料金は、貨物の仕訳作業を行った場合に適用し、当該貨物の上屋内基本料金の3割とします。

9. はい替作業料金

本料金は、貨物のはい替作業を行った場合に適用し、当該貨物の上屋内基本料金の8割とします。

10. 上屋保管料金

(1) 本料金は、船舶又ははしけ積卸貨物を上屋その他の荷捌場において、一時保管する場合に適用します。

(2) 本料金表に記載のない貨物については、類似した保管内容（坪当たりの収容トン数）の料金を適用します。

(3) 本料金の計算は、貨物搬入の日から貨物搬出の日までとします。

(1日1トンにつき 単位：円)

貨物分類 \ 区 分	私設上屋の場合	公共上屋の場合
コンテナ（野積場）	13	9
繊維原料類	57	43
青果	57	43
窯製品	68	57
その他の貨物	100	81

11. 分担金等

区 分	金 額
(1) 港湾福利分担金	各貨物（一律）1トンにつき 4円
(2) 港湾労働法関係付加金	各貨物（一律）1トンにつき 1円50銭
(3) 労働安定基金	各貨物（一律）1トンにつき 3円50銭

12. 消費税及び地方消費税の加算

(1) 運賃及び料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。

但し、免税となる取引には適用しません。

(2) 上記により計算された金額1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

13. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1,133立方メートルをもって1トンと看做します。

尚、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

但し、コンテナは実入・空とも20フィート型は1個当たり32トン、40フィート型は1個当たり48トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

また、20フィート型未満のコンテナは、20フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35フィート型及び45フィート型等は40フィート型と同じとします。

14. その他

(1) 特殊貨物（特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等）、雨天・雪天時荷役及び特殊荷役（海難船・特殊船の荷役、荒天時荷役、荷印その他仕訳を伴う荷

役、見本採取等を伴う荷役、沿岸荷役における長距離移送等) の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。

(2) 委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合及びフォアマンを増員した場合には、委託者と協議の上別途実費を申し受けます。

(3) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取決め又は慣習によります。